Ⅶ 入学手続等

入学許可

➢ 入学の許可は、合格者に中等教育学校の校長が合格通知書を交付することによって行います。

※ 志願又は入学者決定のための検査等の際に不正行為又は妨害行為のあった者に対しては、入学を許可しません。また、入学の許可後に不正行為又は妨害行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消します。

入学手続

➢ 手続の期間

手 続 期 間	受 付 時 間
令和９年２月10日(水) 及び２月12日(金)	２月10日(水)は午前10時から正午まで及び午後１時から午後５時まで ２月12日(金)は午前９時から正午まで及び午後１時から**午後３時まで**

※ ２月11日(木・休日)は入学手続を行いません。

➢ 手続の方法

○ **書類の提出**

誓約書は、合否照会サイト上から事前にダウンロードし、必要事項を記入の上、合格した中等教育学校に入学手続時に提出してください。(ダウンロード方法は25ページ参照)

○ **入学料の納付**

入学料は5,650円です。納付方法については、26ページを参照し、納付期限は入学料納付サイト上で確認してください。また、納付した入学料は、原則として返還できません。

※ **連絡がないまま、上記の手続を行わなかった者に対しては、入学の許可を取り消します**。やむを得ない事情により期間内に書類の提出ができない場合は、合格した中等教育学校に連絡してください。

入学辞退の手続

➢ 合格発表後に入学を辞退する場合は、入学辞退届(第９号様式)を合格した中等教育学校の校長に速やかに提出してください。

※ 郵送による提出は認めません。

繰上げ合格

➢ 合格発表後に入学辞退等の事由により入学者に欠員が生じた場合は、繰上げ合格を行います。繰上げ合格者は、合格発表日に合否照会サイト上で通知した繰上げ合格候補者(10ページ参照)の中から決定します。繰上げ合格者となった者には、その旨を受検した中等教育学校から電話で連絡します。中等教育学校の指示に従い、下記の手続期間に合格した中等教育学校で合格通知書を受領し、速やかに必要な手続を行ってください。また、合格通知書の受領までに合否照会サイト上での合否が「繰上げ合格候補者」から「合格」に変わります。

なお、入学手続期間終了後、繰上げ合格とならなかった繰上げ合格候補者には、その旨を合否照会サイト上で通知します。(確認方法は25ページ参照)

※ 校内掲示及び学校ホームページでの掲載は行いません。

手 続 期 間	受 付 時 間
令和９年２月15日(月) 及び２月16日(火)	午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

※ 入学辞退等の状況により、上記期間よりも前に繰上げ合格者の入学手続を行う場合があります。

その他

➢ 合格発表期日前に志願を取り消す場合は、志願取消届(第10号様式)を志願した中等教育学校の校長に提出してください。

※ 郵送による手続はできません。志願取消届(第10号様式)と受検票を持参して手続をしてください。また、代理の方が手続を行う場合は、志願取消届(第10号様式)と受検票のほかに本人確認書類(運転免許証等)が必要です。代理人が保護者以外の場合は、委任状(手続の内容、代理人の住所及び氏名、志願者との関係、志願者の住所及び氏名(自署)が必要) を併せて持参する必要があります。

➢ 入学手続等についてわからないときは、合格した中等教育学校にお問い合わせください。

➢ 経済的な理由で入学料等の負担が困難な方に対し、その全部又は一部を免除する制度があります。詳細は12ページを参照してください。

➢ 志願者数、合格者数、選考結果の順位等についての問合せには一切応じません。